

滋賀県公募提案型 ふるさと雇用再生 特別事業

- 募集案内 -

平成22年6月
滋 賀 県

募集案内

滋賀県公募提案型ふるさと雇用再生特別事業は、地域経済を活性化する新たなビジネスや地域・社会の課題を解決する事業などについて、広く事業者のみならずから提案を募集し、地域のニーズに応じた事業を委託して実施するもので、活力ある地域産業の基盤を築くとともに継続した雇用機会の創出を図っていきます。

1. 応募対象

対象者	対象事業
滋賀県内に事務所を有する 民間企業(中小企業者に限る) 1 NPO法人 2 その他の法人または法人以外の団体 3	滋賀の特性を活かした産業振興につながる事業 森林と農業、琵琶湖を活用した「水と緑の雇用事業」 医療、福祉、教育分野における「人と人がつながる事業」 など

- 1 民間企業は、表1の資本金基準または従業員基準のいずれか一方の基準を満たす法人または個人事業者に限ります。
- 2 NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をいいます。
- 3 その他の法人とは、一般社団法人・財団法人、独立行政法人、協同組合等をいい、法人以外の団体とは、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等をいいます。事業を的確に遂行できる能力を有する者であれば、任意団体も対象となります。ただし、構成員の1/3以上を表1の中小企業者の基準を超える企業が占める場合は対象外とします。

表1

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
■ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
■ ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
■ 旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

2. 対象となる事業の条件

将来的に事業継続が見込まれ、**雇用の継続・安定が期待される事業**であること
 既の実施している事業の振り替えではなく、**新しく事業展開または事業の拡大を行う事業**であること
新たに失業者を雇い入れて行う事業で、その雇用期間が原則として1年以上であり、更新ができるものであること、またその所定労働時間、日数は、当該事業所の正規労働者の4分の3以上であること
 幅広い層の方に雇用機会を提供するため、新規雇用する予定の労働者の募集は、**公共職業安定所への求人申込を行うもの**であること。その際、原則として特定の資格や技能等を求めるといった制限を設けないこと
 道路、河川等の**美化事業**や施設の維持・管理業務、**建設・土木事業でないこと**

この事業は、雇用の一層の効果を生み出すため、滋賀県等が実施する「市場化ステージ支援事業補助金」、「中小企業新技術開発プロジェクト補助金」、「しが新事業応援ファンド助成金」等の新事業創出の支援策と組み合わせて実施できます。

3. 委託期間

委託契約の対象期間は、**契約の日から平成23年3月31日まで**とします。

なお、**事業の内容によっては、平成23年度も継続**して委託を行います。この場合も**審査**により決定することとし、2年目以降の契約を保証するものではありません。

4. 委託の対象となる経費

この事業では、**新たに雇い入れる失業者の人件費**が対象となります。人件費には、**賃金のほか、通勤手当などの諸手当、事業主負担分の社会保険料**を含みます。

ただし、民間企業以外の対象者については、委託事業費の1/2以下の範囲内で、上記人件費以外の事業費も対象とできます。事業費のうち、取得価格または効用の増加価格が50万円以上となるものは対象とはなりません。

経費見積書には、平成22年10月1日から平成23年3月31日までに必要となる費用を御記入ください。

5. 審査方法

提出された提案書について、県に設置する審査委員会において、書面審査および必要に応じて面接審査を行います。面接審査を行う場合は、平成22年8月25日(水)を予定しています。

6. 募集期間

平成22年6月22日(火)から平成22年7月21日(水) 午後5時必着

7. 募集要領

募集要領は、滋賀県のホームページでご覧いただけます。企画提案書、事業計画書、経費見積書の様式はホームページからダウンロードできます。

8. 応募および問い合わせ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号(滋賀県庁東館3階)

(県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。)

滋賀県商工観光労働部商工政策課 企画・経済振興特区推進担当

TEL:077-528-3712 FAX:077-528-4870 E-mail:fa00@pref.shiga.lg.jp

企画提案を募集する事業の例

(例示であり、これらの事業に限定するものではありません。)

滋賀の特性を活かした産業振興につながる事業

- ・ 県等の承認や認定等を受けた事業計画に基づいて実施する新商品・新技術の開発、試作、市場創出等を行う事業（経営革新計画の承認、チャレンジ計画の認定、しが新事業応援ファンド助成金の交付決定および事業可能性評価委員会「めきき・しが」によるAランク評価など）
- ・ 地域ブランド商品の開発または販路を開拓する事業
- ・ 農商工連携による新製品の開発、販路開拓等を実施する事業
- ・ ものづくり技術を活用した新製品の開発、試作、販売等を行う事業
- ・ 地場産品を活用した創作料理や郷土料理を提供するレストラン事業
- ・ 観光案内とともに観光ルートの企画や情報誌・周遊マップ作成を行う事業
- ・ 農林水産業・伝統産業等を活用した体験型ツアーを開発・提供する事業

水と緑の雇用事業

- ・ 外来魚を駆除するとともに食品、飼料、エネルギー源への活用を行う事業
- ・ エコツーリズムの推進を通じた地域コーディネーターやツアーガイドを育成・雇用する事業
- ・ 生ゴミや食品残渣の堆肥化・飼料化によるゴミ減量を図り循環型社会を形成する事業
- ・ 廃食油を使ってバイオディーゼル燃料を製造し、交通機関やエネルギーに利用する地域内循環を目指す事業
- ・ 森林の癒し効果等を利用した健康、教育ビジネスの創出を図る事業

人と人がつながる事業

- ・ 保養地等における高齢者・障害者向けサービスの提供事業
- ・ 高齢者への生活支援活動を行う事業（日常生活の家事支援等）
- ・ 小規模作業所等の製品の販売を促進する事業
- ・ 病児保育や預かりサービスを提供する事業

滋賀県商工観光労働部商工政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3712

FAX:077-528-4870

URL <http://www.pref.shiga.jp/f/shokokanko/> E-mail fa00@pref.shiga.lg.jp